

宮城県警察情報セキュリティに関する訓令

平成16年3月26日
宮城県警察本部訓令第16号

宮城県警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

宮城県警察情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、宮城県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって宮城県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 情報システム ハードウェア及びソフトウェアからなるシステムであって情報処理又は通信の用に供するものをいう。
- (6) 宮城県警察情報システム 警察庁及び宮城県警察が設置する情報システム並びに宮城県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の情報システムをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 宮城県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が宮城県警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 宮城県警察情報システムから出力された情報
 - ウ 宮城県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって警察職員が職務上取り扱うもの
 - エ 宮城県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(重要事項の審議)

第3条 宮城県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他宮城県警察における情報セキュリティに関する重要事項の審議は、別に定める宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第4条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、委員会の審議を経て定めるものとする。

(警察職員の責務)

第5条 警察職員は、宮城県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第6条 警察本部長は、宮城県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。

(細目的事項)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日本部訓令第13号)

この訓令は、平成18年7月12日から施行する。

附 則 (平成23年2月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成23年2月17日から施行する。

附 則 (平成26年8月18日本部訓令第19号)

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

(宮城県警察情報処理能力検定に関する訓令の一部改正)

2 宮城県警察情報処理能力検定に関する訓令 (平成5年宮城県警察本部訓令第13号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(宮城県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部改正)

3 宮城県警察における特定秘密の保護に関する訓令 (平成27年宮城県警察本部訓令第13号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]